

湯河原町火災予防条例・規則の一部が改正されました（令和8年1月1日施行）

林野火災注意報・警報の発令等について



『岩手県大船渡市で発生した林野火災では、乾燥した気象状況や強風が続いたことにより、火災が拡大し、多くの人家や山林を焼失したほか、死傷者も発生しました。そのため、林野火災予防を目的に屋外における火の使用制限が強化されました！』

改正された内容

- ・火災の予防上危険な気象状況となった際に林野火災注意報や警報が発令されます。発令期間中は屋外での火の使用が制限されます。
- ・屋外での火の使用が制限となるものは、一例として山林等での火入れ、たき火や火遊び、煙火の消費などです。
- ・火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出対象にたき火が含まれたことです。たき火とは、直火での焼却行為を指します。

※発令条件は本紙裏面でご確認をお願いします。

※林野火災注意報や警報の発令はゆがわらメールマガジンでお知らせします。（本紙裏面から、メールマガジンのご登録をお願いします。）

対象となる火の使用制限の一例

・林野火災注意報又は警報の発令期間中の火の使用制限の対象となる行為は次のとおりです。なお、自宅敷地内やキャンプ場でのコンロ等の器具等を使用しての火の使用は対象外となります。

使用制限の対象となる行為	条例・規則
畑や空き地、自宅敷地内等で枝や葉っぱを燃やす行為	該当
引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近での喫煙	該当
自宅敷地内等で、七輪を使用して魚等を焼く行為	非該当
近親者等によるバーベキューなどの集まり（コンロ等の器具を使用した場合に限る）	非該当



※液体燃料（ガソリン、灯油など）、固体燃料（炭、固形燃料など）、気体燃料（LPG、カセットコンロなど）及び電気を熱源とする器具での火の使用行為は火の制限の非該当となります。

※林野火災注意報や警報が発令中での使用は十分注意してください。

〔規制対象外の一例〕



（バーベキューコンロ）



（コンロ）



（発電機）



（七輪）



お問い合わせは、湯河原町消防本部・消防署 0465-60-0119

～林野火災警報及び注意報の発令条件～

林野火災注意報	林野火災警報
次のいずれかに該当したとき ① 前日までの3日間の合計降水量が1 mm 以下、かつ、乾燥注意報が発表されたとき ② 前日までの3日間の合計降水量が1 mm 以下、かつ、前日までの30日間の合計降水量が30mm 以下のとき	林野火災注意報の発令条件（①又は②）に加えて、強風注意報が発表されたとき

※降雨、降雪、その他の気象状況により、発令しない場合もあります。

～湯河原町公式メールマガジンご登録のお願い～

林野火災警報等の発令状況及び解除状況を把握していただくため、以下のQRコードから「ゆがわらメールマガジン」へのご登録をよろしくお願いいたします。



詳しいご登録方法については、次のURLにアクセス又はインターネットで「ゆがわらメールマガジン」と検索のうえ、ご確認ください。

<https://www.town.yugawara.kanagawa.jp/soshiki/4/1027.html>